

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第八章 (略)</p> <p>第九章 児童発達支援センター(第八十条―第八十五条)</p> <p>第十章―第十二章 (略)</p> <p>第十二章の二 里親支援センター(第百十二―第百十七条)</p> <p>第十三章 雑則(第百十八条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の利用者及び当該児童福祉施設に入所している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。)の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第八章 (略)</p> <p>第九章 児童発達支援センター</p> <p>第一節 福祉型児童発達支援センター(第八十条―第八十五条)</p> <p>第二節 医療型児童発達支援センター(第八十六条―第八十九条)</p> <p>第十章―第十二章 (略)</p> <p>第十三章 雑則(第百十二条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の利用者及び当該児童福祉施設に入所している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。</p>

(安全計画の策定)

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センター）を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2-4 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター）を除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条から第十三条まで及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2-5 (略)

(自立支援計画の策定)

第三十三条 乳児院の長は、第三十一条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和二十二年法律第一〇一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十一条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自

(安全計画の策定)

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センター）を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2-4 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センター）を除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条から第十三条まで及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2-5 (略)

(自立支援計画の策定)

第三十三条 乳児院の長は、第三十一条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和二十二年法律第一〇一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十一条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第四十四条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員をいう。以下同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項又は第二項の規定により設置された女性相談支援センターをいう。）等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第六十二条 児童養護施設の長は、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第六十五条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所に並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(設備の基準)

第六十六条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ (略)

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 (略)

イ 支援室及び屋外遊戯場

ロ (略)

(関係機関との連携)

第四十四条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員をいう。以下同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十四条第一項に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第六十二条 児童養護施設の長は、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第六十五条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所に並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(設備の基準)

第六十六条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ (略)

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 (略)

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ (略)

六一九 (略)

第六十七條 (職員) (略)

2-13 (略)

14 心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五條 (略)

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支居室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。)を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 (略)

(職員)

第七十六條 (略)

2-5 (略)

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第三項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第九章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十條 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に

六一九 (略)

第六十七條 (職員) (略)

2-13 (略)

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五條 (略)

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。)を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 (略)

(職員)

第七十六條 (略)

2-5 (略)

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第九章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十條 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

- 2| 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。
- 3| 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
 - 二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

（職員）

第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むため

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- 四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- 五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- 六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営む

に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2| 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3| 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ。

4| 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

のに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2| 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ。

3| 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

4| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に

応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

10| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第十八条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導並びに入所支援の計画の作成及び提供)

第八十二条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、福祉型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については

5| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導並びに入所支援の計画の作成及び提供)

第八十二条 児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規

定をそれぞれ準用する。

(保護者等との連絡)

第八十三条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第八十四条 削除

は第七十条の規定をそれぞれ準用する。

(保護者等との連絡)

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十四条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十五条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第七十三条の規定を準用する。

第二節 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十六条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第八十七条 医療型児童発達支援センターの設置者は、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十八条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢

(心理学的及び精神医学的診査)
第八十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第八十六条から第八十九条まで 削除

体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第八十九条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、医療型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第八十三条の規定をそれぞれ準用する。

(自立支援計画の策定)

第九十四条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第九十七条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第一百零四条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第一百七七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第一百十一条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員(民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員をいう)、児童委員、

(生活指導等)

第八十九条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、医療型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第八十三条の規定をそれぞれ準用する。

(自立支援計画の策定)

第九十四条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第九十七条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第一百零四条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第一百七七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第一百十一条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員(民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員をいう)、児童委員、

母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体
公共職業安定所、女性相談支援員（困難な問
題を抱える女性への支援に関する法律第十一
条第一項に規定する女性相談支援員をいう。
）、保健所、市町村保健センター、精神保健
福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三
号）第六条第一項に規定する精神保健福祉セ
ンターをいう。）、学校その他関係機関との
連絡調整を行うに当たっては、その他の支援
を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑
にこれを行わなければならない。

3
(略)

第十二章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第百十二條 里親支援センターには事務室、相
談室等の里親及び里親に養育される児童並び
に里親になろうとする者（次条第三項第二号
において「里親等」という。）が訪問できる
設備その他事業を実施するために必要な設備
を設けなければならない。

(職員)

第百十三條 里親支援センターには、里親制度
等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研
修等担当者を置かなければならない。

2| 里親制度等普及促進担当者は、次の各号の
いずれかに該当する者でなければならない。
一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当
する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二
十七条第一項第三号の規定により里親に委
託された児童をいう。以下この条及び次条
第二号において同じ。）の養育の経験を有
する者又は小規模住居型児童養育事業の養
育者等（養育者及び補助者（養育者が行う
養育について養育者を補助する者をいう。
以下この条及び次条において同じ。）若し
くは児童養護施設、乳児院、児童心理治療
施設若しくは児童自立支援施設の職員とし
て、児童の養育に五年以上従事した者であ
つて、里親制度その他の児童の養育に必要
な制度への理解及びソーシャルワークの視
点を有する者

3| 里親制度その他の児童の養育に必要な制
度の普及促進及び新たに里親になることを
希望する者の開拓に関して、知事が前二号
に該当する者と同等以上の能力を有すると
認めらる者

里親等支援員は、次の各号のいずれかに該
当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当
する者

母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体
公共職業安定所、婦人相談員（売春防止法（
昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第
一項に規定する婦人相談員をいう。）、保健
所、市町村保健センター、精神保健福祉セン
ター（精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六
条第一項に規定する精神保健福祉センターを
いう。）、学校その他関係機関との連絡調整
を行うに当たっては、その他の支援を迅速か
つ的確に行うことができるよう円滑にこれ
を行わなければならない。

3
(略)

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

41 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親にならうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第百十四条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十五条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親にならうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住

<p>居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</p> <p>(業務の質の評価等)</p> <p>第百十六条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第百十七条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。</p> <p>第百十八条 (略)</p>	<p>第百十二条 (略)</p>
--	------------------

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第三章 (略)</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第三章 (略)</p> <p>第四章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針(第五十四条)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第五十五条・第五十六条)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第五十七条)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第五十八条・第六十三条)</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

四（略）

五 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十四条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六十九条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第二百二十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第二百二十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第四百七条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第五百八条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

第三條 (指定障害児通所支援事業者の一般原則)

第三條 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四（略）

五 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十四条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六十九条に規定する指定生活介護の事業、同条例第二百二十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第二百二十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第四百七条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第五百八条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

第三條 (指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三條 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲

- 5| 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6| 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7| 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 8| 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

- 5| 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6| 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7| 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 8| 第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。
- 5| ける看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
- 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数
- 三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数
- 5| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 一 看護職員 一以上
- 二 機能訓練担当職員 一以上

(管理者)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2| 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。3| 第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 発達支援室
- イ・ロ (略)
- 二 (略)

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(管理者)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2| 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

- 一 指導訓練室
- イ・ロ (略)
- 二 (略)

3| 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に規定する額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3-6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3-6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

を通知しなければならない。

2 (略)

第二十六条 (指定児童発達支援の取扱方針)
第二十六條 指定児童発達支援事業者は、第二十七條第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5| (略)

6| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

7| (略)

7| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

7| (障害児の地域社会への参加及び包摂の推進

2 (略)

第二十六条 (指定児童発達支援の取扱方針)
第二十六條 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

3| (略)

5| (略)

5| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じた、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6

7（略）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6

7（略）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8-10 (略)

2 (児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第二十九条

指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十三条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十七条

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携

らない。

8-10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条 (略)

(指導、訓練等)

第二十九条

指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十三条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十七条

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよ

が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第四十条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができ医療機関を定めておかなければならない。

(設備)

第四十九条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。
3 (略)

第四章 削除

第五十四条から第六十三条まで 削除

う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができ医療機関を定めておかなければならない。

(設備)

第四十九条 基準該当児童発達支援は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
3 (略)

第四章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第五十四条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
二 児童指導員 一以上
三 保育士 一以上
四 看護職員 一以上
五 理学療法士又は作業療法士 一以上
六 児童発達支援管理責任者 一以上
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療

型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

- 3| 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に障害がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4| 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に障害がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第五十六条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第五十七条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一| 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- 二| 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- 三| 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2| 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3| 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に障害がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第五十八条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2| 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代

- 理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3| 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4| 前項第一号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。
- 5| 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6| 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- 第六十条 (障害児通所給付費の額に係る通知等)
指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。
- 2| 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十七条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と、第十七条中「いう。」第三十五条第六号において同じ。「とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第五十九条」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第六十四条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児の生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児

第六十四条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児

の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第六十七条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第七十二条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第七十三条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六十七条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第六項及び第七項を除く。）、第二十六條の二、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條から第四十二條まで及び第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用

の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第六十七条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第七十二条 基準該当放課後等デイサービスは、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第七十三条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六十七条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第四項及び第五項を除く。）、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條から第四十二條まで及び第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合に

する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項を除く。)、第二十六条の三、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「「保育所等訪問支援計画」と、第二十六条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読

において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

第八十一条 (従業者の員数に関する特例)

第八十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条(第四項及び第五項を除く。)、第六十五条第一項から第三項まで及び第五項、第七十三条の三第一項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第六項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五條第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三條の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五條第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第八十三条 (利用定員に関する特例)
第八十三条 多機能型事業所(この条例に規定

第八十一条 (従業者の員数に関する特例)

第八十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七條(第三項及び第六項を除く。)、第五十五条、第六十五條第一項から第三項まで及び第五項、第七十三條の三第一項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十五條第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五條第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定通所支援」と、第七十三條の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五條第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第八十三条 (利用定員に関する特例)
第八十三条 多機能型事業所(この条例に規定

<p>する事業のみを行う多機能型事業所に限る。 ()は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>する事業のみを行う多機能型事業所に限る。 ()は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>5 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>第三条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>2 (利益供与等の禁止) 第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第三条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>2 (利益供与等の禁止) 第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。</p> <p>四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則) 第三条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則) 第三条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児</p>

の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五條第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第五條 (従業者の員数)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)

第六條 (略)

2 (略)

一 (略)

の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五條第一項に規定する障害福祉サービス（第四十二條において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第五條 (従業者の員数)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)

第六條 (略)

2 (略)

一 (略)

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設、支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3-5 (略)

21 (指定入所支援の取扱方針)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4-5 (略)

21-1 (入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設、訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3-5 (略)

21 (指定入所支援の取扱方針)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

21-31 (略)

21-1 (入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6—10 (略)

6—10 (略)

(移行支援計画の作成等)

第二十一条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2| 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3| 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4| 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5| 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6| 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十二条 児童発達支援管理責任者は、前二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一—三 (略)

2| 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十二条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一—三 (略)

(指導、訓練等)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の

自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができる医療機関(第四項において「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。

2 (略)

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(従業者の員数)
第四十五条 (略)

一・二 (略)

三 心理支援を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

四・五 (略)

2| 4 (略)

第四十六条 (略)

一 (略)

二 支援室及び浴室を有すること。

2 (略)

一 (略)

自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができる医療機関を定めておかなければならない。

2 (略)

(従業者の員数)
第四十五条 (略)

一・二 (略)

三 心理指導を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

四・五 (略)

2| 4 (略)

第四十六条 (略)

一 (略)

二 訓練室及び浴室を有すること。

2 (略)

一 (略)

<p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギプス室（ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。）、特殊手工芸等の作業（肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。）を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3—5 (略)</p>	<p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプス室（ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。）、特殊手工芸等の作業（肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。）を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3—5 (略)</p>
---	---

第五条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第八章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第八章 (略)</p>

第九章 (略)

第一節 第四節 (略)

第五節 共生型障害福祉サービスに関する
基準(第百三十六条の二―第百三
十六条の五)

第六節 (略)

第十章 第十九章 (略)

附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一―七 (略)

八 多機能型 第六十九条に規定する指定生
活介護の事業、第百二十九条に規定する指
定自立訓練(機能訓練)の事業、第百三十
九条に規定する指定自立訓練(生活訓練)
の事業、第百四十七条に規定する指定就労
移行支援の事業、第百五十八条に規定する
指定就労継続支援A型の事業及び第百七十
一条に規定する指定就労継続支援B型の事
業並びに児童福祉法に基づく指定障害児通
所支援事業者の指定の申請者に関する事項
並びに指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例(平成
二十四年広島県条例第六十一号。以下「指
定通所支援基準条例」という。)第五条に
規定する指定児童発達支援の事業、指定通
所支援基準条例第六十四条に規定する指定
放課後等デイサービスの事業、指定通所支
援基準条例第七十三条の二に規定する指定
居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通
所支援基準条例第七十四条に規定する指定
保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事
業を一体的に行うもの(指定通所支援基準
条例に規定する事業のみを行う場合を除く。
)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護
事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の
管理者を置かなければならない。ただし、指
定居宅介護事業所の管理上支障がない場合
は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の
他の業務に従事させ、又は当該指定居宅介護
事業所以外の事業所、施設等の業務に従事さ
せることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 (略)

一 (略)

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用
者が自立した日常生活又は社会生活を営む
ことができるよう、利用者の意思決定の支
援に配慮すること。

第九章 (略)

第一節 第四節 (略)

第五節 共生型障害福祉サービスに関する
基準(第百三十六条の二―第百三
十六条の四)

第六節 (略)

第十章 第十九章 (略)

附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一―七 (略)

八 多機能型 第六十九条に規定する指定生
活介護の事業、第百二十九条に規定する指
定自立訓練(機能訓練)の事業、第百三十
九条に規定する指定自立訓練(生活訓練)
の事業、第百四十七条に規定する指定就労
移行支援の事業、第百五十八条に規定する
指定就労継続支援A型の事業及び第百七十
一条に規定する指定就労継続支援B型の事
業並びに児童福祉法に基づく指定障害児通
所支援事業者の指定の申請者に関する事項
並びに指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例(平成
二十四年広島県条例第六十一号。以下「指
定通所支援基準条例」という。)第五条に
規定する指定児童発達支援の事業、同条例
第五十四条に規定する指定医療型児童発達
支援の事業、同条例第六十四条に規定する
指定放課後等デイサービスの事業、同条例
第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型
児童発達支援の事業及び同条例第七十四
条に規定する指定保育所等訪問支援の事業の
うち二以上の事業を一体的に行うもの(同
条例に規定する事業のみを行う場合を除く。
)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護
事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の
管理者を置かなければならない。ただし、指
定居宅介護事業所の管理上支障がない場合
は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の
他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある
他の事業所、施設等の業務に従事させること
ができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 (略)

一 (略)

三一五 (略)

第二十六条 (略)
(居宅介護計画の作成)

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これを「総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 (略)

第三十条 (略)
(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 2・3 (略)
- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十七条 (略)
(苦情解決等)

- 2・3 (略)
- 4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事(指定都市にあつては、指定都市の市長。以下この項において同じ。)が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5-7 (略)
(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の

二一四 (略)

第二十六条 (略)
(居宅介護計画の作成)

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を書面で交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 (略)

第三十条 (略)
(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 2・3 (略)
- 4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5-7 (略)
(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の

他の業務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第四十六条 (略)

2-6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供する場合には、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号。第四十八条第三項において「指定入所施設基準条例」という。）第四十五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）として施設の指定を受けた設置者である場合であつて、当該施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供するとき、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保することをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十三条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第五十四条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決

他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第四十六条 (略)

2-6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供する場合には、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号。第四十八条第三項において「指定入所施設基準条例」という。）第四十五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）として施設の指定を受けた設置者である場合であつて、当該施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供するとき、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保することをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第五十四条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日

定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

4| 5| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9| 11| (略)

12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十五条 (略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者)
第七十条 (略)

一 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第三十条、第四十条及び第九十二条において同じ。）
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
ハ 言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下

常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| 4| (略)

5| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6| サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8| 10| (略)

11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十五条 (略)

(従業者)
第七十条 (略)

一 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第三十条、第四十条及び第九十二条において同じ。）
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に

同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

5-7 (略)

じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

5-7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)
第七十七条の二 指定生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条及び第六十三条から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と

(職場への定着のための支援等の実施)
第七十七条の二 指定生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条及び第六十三条から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と

」と読み替えるものとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第八十四条の四（略）

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第三百三十六条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第四百四十四条の二に規定する共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービス）をいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第三百三十六条の四及び第四百四十四条の三において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者

み替えるものとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第八十四条の四（略）

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第三百三十六条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第四百四十四条の二に規定する共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービス）をいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第三百三十六条の三及び第四百四十四条の三において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者

に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を通じて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百三十六条の四及び第百四十四条の三において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

（略）

に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を通じて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百三十六条の三及び第百四十四条の三において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

（略）

三一五 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第九十四条 (略)

2| 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4| (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第九十条 (略)

2| 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4| (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第九十条 (略)

2| サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4| (略)

(準用)

第九十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第四項、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第三十八条の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第九十条 (略)

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。
ニ (略)

三一五 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第九十四条 (略)

2| 3| (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第九十条 (略)

2| 3| (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第九十条 (略)

2| サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4| (略)

(準用)

第九十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条(第一項及び第二項を除く。)から第三十八条の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第九十条 (略)

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。
ニ (略)

二 (略)
2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5―8 (略)

(準用)

第百三十六条 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條第一項中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第百三十六條の二 (略)

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第百三十六條の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条列第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条列第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の

二 (略)
2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5―8 (略)

(準用)

第百三十六條 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第百三十六條の二 (略)

面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第三十七條第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準條例第十條に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三百三十六條の四・第三百三十六條の五（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第三百三十七條 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第三百三十七條の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第九十一條に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積は、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護等又は当該指定通所リハ

第三百三十六條の三・第三百三十六條の四（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第三百三十七條 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第九十一條に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（

「ハビリテーションの利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

四（略）

第三百三十七条の二（略）

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第三百三十七条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

四（略）

第三百三十七条の二（略）

（準用）

第四百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三
条から第五十五条まで、第六十一条、第六
十三条から第六十五条まで、第七十七条の二
から第八十三条まで、第三十三、三十四、三
十五、三十六条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）
の事業について準用する。この場合において、
第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第
百四十四條において準用する第八十一条」と、
第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」
とあるのは「第百四十三條第一項から第四項まで」
と、第二十三条第二項中「第二十一條第二項」と
あるのは「第百四十三條第一項中「次条第二項」
と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるの
は「第百四十四條において準用する第八十一条」と、
第五十四條第一項、第二項、第五項から第九項まで
及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自
立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六
月」とあるのは「三月」と、第五十五條第一項中
「前条」とあるのは「第百四十四條において準用
する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百五十七條 第十条から第十八條まで、第二
十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條
の二、第三十四條の二から第三十八條の二ま
で、第五十三條から第五十五條まで、第六十
一條、第六十三條から第六十五條まで、第六
十六條、第六十七條、第七十八條から第八十
三條まで、第百三十三條、第百三十四條及び
第百四十三條の二の規定は、指定就労移行支
援の事業について準用する。この場合におい
て、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第
百五十七條において準用する第八十一條」と、
第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第
百五十七條において準用する次条第一項」と、
「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計
画」と、第五十四條第一項、第二項、第五項から
第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」と
あるのは「第百五十七條において準用する第八
十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」と
あるのは「第百五十七條において準用する第
百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中
「第二十一條第二項」とあるのは「第百五十
七條において準用する第百三十三條第二項」
と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあ
るのは「第百五十七條において準用する次条
第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「
就労移行支援計画」と、第五十四條第一項、
第二項、第五項から第九項まで及び第十二項
中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支
援計画」と、同条第九項中「六月」とあるの
は「三月」と、第五十五條第一項中「前条」
とあるのは「第百五十七條において準用する
前条」と、第百四十三條の二第一項中「支給
決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者
及び知事が定める者に限る。）が」とあるの
は「支給決定障害者（知事が定める者に限る。
）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（

十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三
条から第五十五条まで、第六十一条、第六
十三条から第六十五条まで、第七十七条の二
から第八十三条まで、第百三十四條及び第百
三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）
の事業について準用する。この場合におい
て、第十条第一項中「第三十一条」とあるの
は「第百四十四條において準用する第八十一
條」と、第二十条第二項中「次条第一項から
第三項まで」とあるのは「第百四十三條第一
項から第四項まで」と、第二十三條第二項中
「第二十一條第二項」とあるのは「第百四十
三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条
第一項」とあるのは「第百四十四條において
準用する次条第一項」と、「療養介護計画」
とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、
第五十四條第一項、第二項、第四項から第八
項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあ
るのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同
条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、
第五十五條中「前条」とあるのは「第百四十
四條において準用する前条」と読み替えるも
のとする。

(準用)

第百五十七條 第十条から第十八條まで、第二
十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條
の二、第三十四條の二から第三十八條の二ま
で、第五十三條から第五十五條まで、第六十
一條、第六十三條から第六十五條まで、第六
十六條、第六十七條、第七十八條から第八十
三條まで、第百三十三條、第百三十四條及び
第百四十三條の二の規定は、指定就労移行支
援の事業について準用する。この場合におい
て、第十条第一項中「第三十一條」とあるの
は「第百五十七條において準用する第八十一
條」と、第二十条第二項中「次条第一項」と
あるのは「第百五十七條において準用する第
百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中
「第二十一條第二項」とあるのは「第百五十
七條において準用する第百三十三條第二項」
と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあ
るのは「第百五十七條において準用する次条
第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「
就労移行支援計画」と、第五十四條第一項、
第二項、第四項から第八項まで及び第十一項
中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支
援計画」と、同条第八項中「六月」とあるの
は「三月」と、第五十五條中「前条」とある
のは「第百五十七條において準用する前条」
と、第百四十三條の二第一項中「支給決定障
害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知
事が定める者に限る。）が」とあるのは「支
給決定障害者（知事が定める者に限る。）が
」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定

指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。)の」とあるのは、「支給決定障害者(前項に規定する知事が定める者を除く。)」の」と読み替えるものとする。

(実施主体)
第百六十二条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならぬ。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十一条から第八十一条まで、第八十二条、第八十三条、第百三十三条及び第百三十四条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十一条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条、第百六十五条第六項及び第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条

宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(前項に規定する知事が定める者を除く。)」の」と読み替えるものとする。

(実施主体)
第百六十二条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならぬ。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十一条から第八十一条まで、第八十二条、第八十三条、第百三十三条及び第百三十四条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十一条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条及び第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条

において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第百七十五条において準用する前条」と、第百六十五条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百七十四条第一項の工賃」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第百三十三条(第一項を除く。)、第百三十四条、第百六十五条第六項、第百六十六条から第百六十八条まで及び第百七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第百七十九条において準用する前条」と、第百六十五条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百七十八条第一項の工賃」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十五条において準用する前条」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第百三十三条(第一項を除く。)、第百三十四条、第百六十六条から第百六十八条まで及び第百七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十九条において準用する前条」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

2) (サービスマニエール管理責任者の責務)
第百七十九条の六 (略)

サービスマニエール管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意

(サービスマニエール管理責任者の責務)
第百七十九条の六 (略)

思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)
第七十九條の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者)
第七十九條の十三 (略)

一 (略)
二 (略)

イ サービス管理責任者が常勤である場合
次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
(1) 利用者の数が六十以下 一以上
(2) (1) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
(1) 利用者の数が三十以下 一以上
(2) (1) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 | 2 (略)

指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)) 第二第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 | 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第二十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定

(実施主体)
第七十九條の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに利用者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者)
第七十九條の十三 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 (略)

地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第二条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

51・61 (略)

第七十九條の十六 削除

(定期的な訪問等による支援)
第七十九條の十七 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居室を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第七十九條の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十九において準用する第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十九において準用する次条第一項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十九において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並

31・41 (略)

(実施主体)

第七十九條の十六 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第七十九條の十七 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第七十九條の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十九において準用する第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十九において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並

びにその置かれている環境に応じて共同生活
住居において相談その他の日常生活上の援助
入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日
常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又
はこれに併せて、居室における自立した日常
生活への移行を希望する入居者につき当該日
常生活への移行及び移行後の定着に関する相
談、住居の確保に係る援助その他居室におけ
る自立した日常生活への移行及び移行後の定
着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの
でなければならない。

(入退居)

第百八十三条の二 指定共同生活援助は、共同
生活住居への入居により、日常生活上の援助
を必要とする利用者（入院治療を要する者を
除く。）に提供するものとする。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居
に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、
退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を
受けることができるようサービスの継続性に
配慮し、退居に必要な手続等の援助を行い、
又はこれに併せて居室における自立した日常
生活への移行後の定着に必要な援助を行わな
ければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百八十三条の五 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立
した日常生活又は社会生活を営むことができ
るよう、利用者の意思決定の支援に配慮しな
ければならない。

3 5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第百八十三条の六 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当た
っては、利用者の自己決定の尊重を原則とし
た上で、利用者が自ら意思を決定することに
困難を抱える場合には、適切に利用者への意
思決定の支援が行われるよう努めなければな
らない。

(地域との連携等)

第百八十三条の七

指定共同生活援助事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生
活援助について知見を有する者並びに市町村
の担当者等により構成される協議会（テレビ
電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。以下この条及び第百八十六条の九に
おいて「地域連携推進会議」という。）を開
催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推

びにその置かれている環境に応じて共同生活
住居において相談その他の日常生活上の援助
入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生
活上の支援を適切かつ効果的に行うものでな
ければならない。

(入退居)

第百八十三条の二 指定共同生活援助は、共同
生活住居への入居により、日常生活上の支援
を必要とする利用者（入院治療を要する者を
除く。）に提供するものとする。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居
に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、
退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を
受けることができるようサービスの継続性に
配慮し、退居に必要な手続等の支援を行わな
ければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百八十三条の五 (略)

2 4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第百八十三条の六 (略)

進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

3| 指定共同生活援助事業者は、第一項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第百八十五条の四 (略)

2 (略)

3| 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4| 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(趣旨)

第百八十六条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

(協力医療機関等)

第百八十五条の四 (略)

2 (略)

(趣旨)

第百八十六条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百八十六条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活の援助、入浴排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

〔地域との連携等〕

第百八十六条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

3| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第一項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

5| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び第一項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴取しなければならない。

6| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第百八十六条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活の援助、入浴排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

〔協議の場の設置等〕

第百八十六条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴取しなければならない。

2| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(この節の趣旨)

第八十六條の十一 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、指定共同生活援助事業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画（第八十六條の二十一において読み替へて準用する第五十四條に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第八十六條の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十六條の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第八十六條の二十一 第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十三條の七まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の二から第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第四百八十三條の四第一項」と、

(この節の趣旨)

第八十六條の十一 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、指定共同生活援助事業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画（第八十六條の二十一において読み替へて準用する第五十四條に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第八十六條の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援（以下「受託居宅介護サービス」という。）を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十六條の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第八十六條の二十一 第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十三條の六まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の二から第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第四百八十三條の四第一項」と、

第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十八条第一項第三号及び第五項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた

第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十八条第一項第三号及び第五項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、

事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(従業者)

第百九十二条 (略)

一・二 (略)

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。)

一以上

四一六 (略)

2 特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)において、第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

3・4 (略)

(管理者)

第百九十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の業務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(準用)

第百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十二条、第七十八条から第八十一条(第十号を除く。)、まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十五条第二項において準

当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(従業者)

第百九十二条 (略)

一・二 (略)

三 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。)

一以上

四一六 (略)

2 特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)において、第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

3・4 (略)

(管理者)

第百九十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の業務に従事させることができる。

(準用)

第百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十二条、第七十八条から第八十一条(第十号を除く。)、まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十五条第二項において準

用する第七十四条第二項及び第三項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-15 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
第二条 当分の間、第一号の知事が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第七十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に定める数を合計した数以上とする。

2 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第八十六条又は第八十六条の二十一において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、

用する第七十四条第二項及び第三項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-15 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
第二条 当分の間、第一号の知事が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に定める数を合計した数以上とする。

2 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第八十六条又は第八十六条の二十一において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、

同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第十章 (略)</p> <p>第十章の二 就労選択支援</p> <p>第一節 基本方針(第四百四十六条の二)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第四百四十六条の三・第四百四十六条の四)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第四百四十六条の五)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第四百四十六条の六―第四百四十六条の九)</p> <p>第十一章 第十九章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第十章 (略)</p> <p>第十一章 第十九章 (略)</p>

附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第四十五條に規定する指定療養介護の事業、第六十九條に規定する指定生活介護の事業、第一百二條に規定する指定共同生活介護の事業、第二百二十九條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第三百二十九條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第四百四十六條の二に規定する指定就労移行支援の事業、第四百四十七條に規定する指定就労継続支援A型の事業、第四百五十八條に規定する指定就労継続支援B型の事業、第七十一條に規定する指定就労定着支援の事業、第七十九條の二に規定する指定就労定着支援の事業、第七十九條の二に規定する指定自立生活援助の事業及び第八十條に規定する指定共同生活援助の事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第四百四十六條 (略)

第十章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第四百四十六條の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第四百四十六條の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべ

附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第四十五條に規定する指定療養介護の事業、第六十九條に規定する指定生活介護の事業、第一百二條に規定する指定共同生活介護の事業、第二百二十九條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第三百二十九條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第四百四十七條に規定する指定就労移行支援の事業、第四百五十八條に規定する指定就労継続支援A型の事業、第七十一條に規定する指定就労継続支援B型の事業、第七十九條の二に規定する指定就労定着支援の事業、第七十九條の二に規定する指定自立生活援助の事業及び第八十條に規定する指定共同生活援助の事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第四百四十六條 (略)

き従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 管理者

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として知事が定める者をいう。以下同じ。）
指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2| 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労選択支援事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3| 第一項第一号に規定する指定就労選択支援事業所の管理者は、専らその業務に従事する者でなければならない。ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の業務に従事することができるものとする。

4| 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第四百四十六條の四 第四十七條の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第四百四十六條の五 第七十三條の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第四百四十六條の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第四百四十六條の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2| 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3| 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4| 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第四百四十六條の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2| 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第四百四十六條の九 第十条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条、第七十七条、第七十八条から第八十三条まで、第三百三十三条及び第四百四十三条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十六條の九において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六條の九において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十六條の九において準用する第三百三

十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第四百三十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第五百五十六条（略）

（就労選択支援に関する情報提供）

第五百五十六条の二 指定就労移行支援事業者は利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二條、第八十三條、第三百三十三條、第三百三十四條及び第五百五十六條の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條

第五百五十六条（略）

（準用）

第七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二條、第八十三條、第三百三十三條及び第三百三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條

まで、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条の二、第三百六十五条第六項及び第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十四条第一項の工賃」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条、第三百三十五条の二、第三百六十五条第六項、第三百六十六条から第三百六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十五条第六項中「賃金及

まで、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百六十五条第六項及び第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十四条第一項の工賃」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条、第三百六十五条第六項、第三百六十六条から第三百六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十五条第六項中「賃金及び第三項に規定する

び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十八條第一項の工賃」と、第六十六條第一項中「第七十條」とあるのは「第七十九條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

工賃」とあるのは「第七十八條第一項の工賃」と、第六十六條第一項中「第七十條」とあるのは「第七十九條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定障害者支援施設的一般原則）</p> <p>第三条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、</p>	<p>（指定障害者支援施設的一般原則）</p> <p>第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五條 (従業者)

一 (略)

イ (略)

(2) (1) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ・ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

ロ (略)

ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

ニ・ホ (略)

二 (略)

イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

(四) (略)

(2) (略)

ロ (略)

ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

第五條 (従業者)

一 (略)

イ (略)

(2) (1) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ・ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

ロ (略)

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

ニ・ホ (略)

二 (略)

イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(四) (略)

(2) (略)

ロ (略)

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ることができる。

二一八 (略)

三一六 (略)

2・3 (略)

2 | (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

2 | 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 | 4 | (略)

2 | (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十六条 (略)

2 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第二十七条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 | アセスメントに当たっては、利用者が自ら

意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 | 5 | (略)

6 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 | サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サ

二一八 (略)

三一六 (略)

2・3 (略)

2 | (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

2 | 3 | (略)

2 | (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十六条 (略)

2 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 | 4 | (略)

5 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 | サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サ

ビス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

9 | 11 (略)

12 | 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十七条 (略)

2 | サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二十七条の二 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 | 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

3 | 指定障害者支援施設の設置者は、第一項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4 | 前三項の規定は、指定障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十七条の三 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この

ビス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 | 10 (略)

11 | 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十七条 (略)

条において「地域移行等意向確認等」という
〔を適切に行うため、地域移行等意向確認等
に関する指針を定めるとともに、地域移行等
意向確認担当者を選任しなければならない。〕
2| 地域移行等意向確認担当者、前項の指針
に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、
アセスメントの際に地域移行等意向確認等
において把握又は確認した内容をサービス管理
責任者に報告するとともに、当該内容を第二
十六条第六項に規定する施設障害福祉サービ
ス計画の作成に係る会議に報告しなければな
らない。

3| 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等
意向確認等に当たっては、法第七十七条第三
項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支
援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と
連携し、地域における障害福祉サービスの体
験的な利用に係る支援その他の地域生活への
移行に向けた支援を行うよう努めなければな
らない。

(協力医療機関等)
第四十八条 (略)

2 (略)
3| 指定障害者支援施設の設置者は、感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十
七項に規定する第二種協定指定医療機関(次
項において「第二種協定指定医療機関」とい
う。)との間で、新興感染症(同条第七項に
規定する新型インフルエンザ等感染症、同条
第八項に規定する指定感染症又は同条第九項
に規定する新感染症をいう。次項において同
じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努
めなければならない。

(苦情解決等)
第五十二条 (略)

2・3 (略)
4| 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に
提供した施設障害福祉サービスに関し、法第
十一条第二項の規定により都道府県知事(指
定都市にあつては、指定都市の市長。以下こ
の項において同じ。)が行う報告若しくは施
設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類
その他の物件の提出若しくは提示の命令又は
都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う
質問に応じ、及び当該利用者又はその家族か
らの苦情に関して都道府県知事が行う調査に
協力するとともに、都道府県知事から指導又

(協力医療機関等)
第四十八条 (略)

2 (略)
4| 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に
提供した施設障害福祉サービスに関し、法第
十一条第二項の規定により都道府県知事が行
う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供
の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しく
は提示の命令又は都道府県の当該職員が行う
質問に応じ、及び当該利用者又はその家族か
らの苦情に関して都道府県知事が行う調査に
協力するとともに、都道府県知事から指導又
は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に
従って必要な改善を行わなければならない。

(苦情解決等)
第五十二条 (略)

2・3 (略)
4| 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に
提供した施設障害福祉サービスに関し、法第
十一条第二項の規定により都道府県知事が行
う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供
の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しく
は提示の命令又は都道府県の当該職員が行う
質問に応じ、及び当該利用者又はその家族か
らの苦情に関して都道府県知事が行う調査に
協力するとともに、都道府県知事から指導又
は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に
従って必要な改善を行わなければならない。

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 多機能型 第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練(機能訓練)の事業、第五十三条に規定する自立訓練(生活訓練)の事業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)(の事業、放課後等デイサービス(同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。)(の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)(の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 多機能型 第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練(機能訓練)の事業、第五十三条に規定する自立訓練(生活訓練)の事業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)(の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)(の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)(の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)(の事業及び保育所等訪問支援(同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>
<p>(療養介護の取扱方針) 第十五条 (略) 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>(療養介護の取扱方針) 第十五条 (略) 2 ・3 (略)</p>
<p>(療養介護計画の作成等) 第十六条 (略) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者</p>	<p>(療養介護計画の作成等) 第十六条 (略) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者</p>

について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

4| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9| (略)

12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

2| (サービス管理責任者の責務)
第十七条 (略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員)
第三十六条 (略)

について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6| サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8| (略)

11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第十七条 (略)

(職員)
第三十六条 (略)

一・二 (略)

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第四十九条及び第五十六条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1)―(3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

5―8 (略)

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十一条の二 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第四十九条 (略)

一 (略)

二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、

一・二 (略)

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第四十九条及び第五十六条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1)―(3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

5―8 (略)

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十一条の二 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第四十九条 (略)

一 (略)

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法

常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5-9 (略)

(地域生活へ移行するための支援)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第五十八条の二に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条の二から第四十六条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「

で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5-9 (略)

(地域生活へ移行するための支援)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条の二から第四十六条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「

第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第五十八条（略）

（規模）

第五十八条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

（職員）

第六十条 就労移行支援事業所ごとに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―四（略）

2―6（略）

（準用）

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第八十五条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移

第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第五十八条（略）

（規模）

第五十八条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

（職員）

第六十条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

一―四（略）

2―6（略）

（準用）

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第八十五条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移

<p>行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該各障害福祉サービス事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型による各障害福祉サービス事業所の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。</p> <p>一―三（略） 二―四（略）</p>	<p>行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第五十四条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該各障害福祉サービス事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型による各障害福祉サービス事業所の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。</p> <p>一―三（略） 二―四（略）</p>
--	--

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第五章（略）</p> <p>第五章の二―就労選択支援（第五十七条の二―第五十七条の八）</p> <p>第六章―第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（第四条に規定する療養介護の事業、第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五十三条に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第五十七条の二に規定する就労選択支援の事</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第五章（略）</p> <p>第六章―第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（第四条に規定する療養介護の事業、第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五十三条に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、</p>

業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

第五十七条（略）

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第五十七条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第五十七条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第五十七条の四 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理者 一
- 二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として知事が定める者をいう。以下同じ。） 一 指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労選択支援事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号に規定する指定就労選択支援

第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

第五十七条（略）

事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4| 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第五十七条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第五十七条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2| 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3| 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4| 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第五十七条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第五十七条の八 第八条、第十二条から第十五条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十八条、第四十条、第四十一条及び第四十二条から第四十六条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十五条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十五条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで、第五十条及び第六十五条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五

第六十五条 (略)

(準用)

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十八条、第四十二条から第四十六条まで及び第五十条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第五

十条、第六十五条の二、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

第三條 (規模に関する経過措置等)
略

2 法第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)のうち平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第三十四条(第五十二条、第六十六条及び第八十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条第一項並びに第八十五条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

十条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

第三條 (規模に関する経過措置等)
略

2 法第五条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)のうち平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第三十四条(第五十二条、第六十六条及び第八十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条第一項並びに第八十五条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (障害者支援施設の一一般原則)</p> <p>第三条 障害者支援施設を設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供す</p>	<p>第三条 (障害者支援施設の一一般原則)</p> <p>第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、</p>

るとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ。

2 障害者支援施設³の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 (略)

4 障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十條 (職員) (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

(2)(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 (略)

第十條 (職員) (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

(2)(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

(3) (略)
ロ (略)
ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

ニ・ホ (略)
三 (略)
イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。
(二) (略)
(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

ロ (略)
ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。
二一へ (略)
四一七 (略)
二一四 (略)

21 (施設障害福祉サービスの取扱方針)
第十七条 (略)

21 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

31・41 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意

(3) (略)
ロ (略)
ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

ニ・ホ (略)
三 (略)
イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。
(二) (略)
(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

ロ (略)
ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。
二一へ (略)
四一七 (略)
二一四 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)
第十七条 (略)

21 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

31・31 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

4| 5| (略)

6| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。()を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

9| 11| (略)

12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第十九条の二 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議

3| 4| (略)

5| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。()を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6| サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8| 10| (略)

11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

3| 障害者支援施設の設置者は、第一項の報告要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第十九条之三 (地域移行等意向確認担当者の選任等)

第十九条之三 障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2| 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3| 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第三十七条 (協力医療機関等)
第三十七条 (略)

2| 障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第一種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定

(協力医療機関等)
第三十七条 (略)
2| (略)

する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。〔の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。〕

4 障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第十二条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前					
第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)				
修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)	修学資金等の種類 (略)				
看護職員 修学資金	保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第二百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、 法第二十条第一号、法 第二十一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二号第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十二年法律二十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十条第二号若しくは 法第二十一条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所 若しくは看護師養成所 若しくは法第二十二号 第一号の規定に基づき 知事が指定した准看護 師養成所(以下この項 において「看護職員養 成施設」と総称する。 ()に在学する者で、将 来県内に所在する医療 法(昭和二十三年法律	看護職員 修学資金	保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第二百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、 法第二十条第一号、法 第二十一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二号第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十二年法律二十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十条第二号若しくは 法第二十一条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所 若しくは看護師養成所 若しくは法第二十二号 第一号の規定に基づき 知事が指定した准看護 師養成所(以下この項 において「看護職員養 成施設」と総称する。 ()に在学する者で、将 来県内に所在する医療 法(昭和二十三年法律	免除の条件 (略)	免除の条件 (略)	免除の条件 (略)	免除の条件 (略)
免除の範囲 (略)	免除の範囲 (略)	免除の範囲 (略)	免除の範囲 (略)				

第二百五号) 第七条の規定により許可を受けた病院、同法第一条の五に規定する診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号) 第二十二條に規定する母子健康包括支援センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一十一号) 第二十四條第二項第一号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八條第一項に規定する居宅サービス事業(同法第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。) 又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号) 第十一条第一号に規定する福祉施設(以下この項において「医療機関等」と総称する。) において法第二条、法第三条、法第五条又は法第六条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護職員」と総称する。) として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学院の修士課程(これと同等以上と知事が認める外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。) に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職員の業務に

略

略

第二百五号) 第七条の規定により許可を受けた病院、同法第一条の五に規定する診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第六条の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号) 第二十二條に規定する母子健康包括支援センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一十一号) 第二十四條第二項第一号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八條第一項に規定する居宅サービス事業(同法第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。) 又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号) 第十一条第一号に規定する福祉施設(以下この項において「医療機関等」と総称する。) において法第二条、法第三条、法第五条又は法第六条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護職員」と総称する。) として、その業務に従事しようとするもの及び学校教育法による大学院の修士課程(これと同等以上と知事が認める外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。) に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職

略

略

						従事しようとするもの に対し、その者の修学 上の便宜を図るため貸 し付けた修学資金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	員の業務に従事しよう とするものに対し、そ の者の修学上の便宜を 図るため貸し付けた修 学資金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(施設及び業務) 第三条 (略)			
施設 (略)	業務 (略)	施設 (略)	業務 (略)
二 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設として、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能の習得のために支援すること。	二 若草園	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設として、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
三 若草療育園	1 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活における基本的な動作の支援を行うこと。 2 (略)	三 若草療育園	1 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。 2 (略)
四 (略)	(略)	四 (略)	(略)
五 児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。	五 児童発達支援センター	児童福祉法第四十三条第一号に規定する医療型児童発達支援センターとして肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。
六 (略)	(略)	六 (略)	(略)
七 (略)	(略)	七 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
(施設及び業務) 第三条 (略)											
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。		2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施設 一 福山若草 育成園</td> <td style="text-align: center;">業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与えること。 </td> </tr> </table>	施設 一 福山若草 育成園	業務	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与えること。	
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条に規定する児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行うこと。											
施設 一 福山若草 育成園	業務										
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。） （第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター）として、肢体不自由児を治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与えること。											
(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正) 第十五条 職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。											
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>											

改正後		改正前									
(精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当) 第十一条 (略)											
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">一—四 (略)</td> <td style="text-align: center;">五</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な情報の提供、助言その他の援助を行ったとき。 </td> </tr> </table>	一—四 (略)	五	職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な情報の提供、助言その他の援助を行ったとき。		2 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">一—四 (略)</td> <td style="text-align: center;">五</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な指導を行ったとき。 </td> </tr> </table>	一—四 (略)	五	職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な指導を行ったとき。	
一—四 (略)	五										
職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な情報の提供、助言その他の援助を行ったとき。											
一—四 (略)	五										
職員が法第四十七条の規定に基づき精神障害者を訪問して、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、又は必要な指導を行ったとき。											
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正) 第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任											

意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第二項の規定に基づき、任意入院者（法第二十一条第二項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>(報告)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第二項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八条の二第二項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日以後において、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし、任意入院者が省令第二十条の四第二号に規定する要件に該当するときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行わなければならない。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、任意入院者（法第二十一条第二項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>(報告)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日以後において、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし、任意入院者が省令第二十条の四第二号に規定する要件に該当するときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行わなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第十条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」

という。) 附則第十一条の規定により、一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。) 第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。) 第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新設備運営基準条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置している第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧設備運営基準条例」という。) 第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧設備運営基準条例第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

6 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。) 第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

7 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

8 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧指定通所支援基準条例」という。) 第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達

支援事業所については、新指定通所支援基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 新指定通所支援基準条例第二十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第七十条、第七十条の二、第七十三条及び第七十三条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第二十六条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

11 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第八十三条の七（新指定障害福祉サービス基準条例第八十六条の二十一において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十六条の九の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条の七第一項及び第二項並びに第八十六条の九第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条の七第三項及び第八十六条の九第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

12 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

13 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

14 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新障害者支援施設基準

条例」という。)第十九条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

15 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。